

## 横浜市附属機関設置条例

### (趣旨)

第1 条 地方自治法(昭和22 年法律第67 号) 第 138 条の4 第3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。) の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (附属機関の設置及び担当事務)

第2 条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

### (組織)

第3 条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。) の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

### (委任)

第4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### 別表(第2条、第3条第1項)

執行機関	附属機関	担当事務	定数
	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10 人以内
	横浜市民間資金等活用事業審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	5 人以内
	ヨコハマ国際まちづくり推進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務	20 人以内

横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成 18 年 12 月横浜市規則第 145 号）第 9 条第 1 項の規定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第 2 条第 4 号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	3 人
横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10 人以内
横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理に関する事務	5 人以内
横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5 人以内
横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10 人以内
横浜市創造界限形成推進委員会	創造界限（芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。）等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造界限の形成の推進に係る助言に関する事務	15 人以内
横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20 人以内
横浜市美術資料収集審査委員会	横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務	7 人以内
横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8 人以内
横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13 人以内
横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	10 人以内
横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく横浜市次世代育成支援行動計画の策定及び当該計画の推進に係る評価についての調査審議に關	25 人以内

		する事務	
	横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会	民間保育所の整備及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7 人以内
	横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会	横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務	10 人以内
	横浜市福祉調整委員会	横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務	9 人以内
	横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人の設立認可、社会福祉法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7 人以内
	横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会	高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20 人以内
市 長	横浜市保健医療協議会	横浜市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務	20 人以内
	横浜市救急医療検討委員会	横浜市における救急医療体制に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20 人以内
	横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	社会福祉法第 107 条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務	20 人以内
	横浜市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定その他当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項についての審査に関する事務	15 人
	人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20 人以内
	食の安全・安心推進横浜会議	横浜市における食の安全に関する施策その他食の安全の確保に関し必要な事項についての審議に関する事務	20 人以内
	横浜市医療安全推進協議会	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 11 第 1 項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における	8 人

		医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務	
健康横浜 21 推進会議		健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横浜 21 の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20 人以内
横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会		石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15 人以内
横浜市衛生研究所倫理審査委員会		横浜市衛生研究所における研究計画、研究成果及びその公表等に係る倫理的及び科学的配慮についての審議に関する事務	6 人
横浜みどりアップ計画市民推進会議		横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的とする横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務	20 人以内
横浜環境活動賞審査委員会		環境の保全、再生及び創造に関しその功績が顕著な者を表彰する横浜環境活動賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	7 人以内
横浜市協働の森基金審査委員会		横浜市協働の森基金条例（平成 17 年 3 月横浜市条例第 38 号）第 1 条に規定する横浜市協働の森基金に係る事業における保全対象の樹林地についての審査に関する事務	5 人以内
横浜市下水道事業経営研究会		横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議に関する事務	10 人以内
横浜市水洗化紛争仲介委員会		下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域において同法第 10 条第 1 項若しくは第 11 条の 3 第 1 項又は横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号）第 15 条第 1 項の規定による義務を負う者とその隣接の土地所有者、建築物所有者等との間の当該義務の履行に係る紛争についての仲介に関する事務	3 人以内
横浜市建築物環境配慮評価認証委員会		横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 141 条の 4 第 1 項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	5 人以内
横浜市公共建築物耐震工法検討委員会		公共建築物等の用途に適した耐震工法についての審議に関する事務	8 人以内
横浜市 ESCO 事業提案審査委員会		横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての	5 人以内

		審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	
	横浜市道路高架下等利用計画検討会	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定に基づき横浜市が管理する道路の高架下等の利用計画の策定についての審議及び当該高架下等の利用者の選定についての審査に関する事務	4 人
	横浜市救急業務検討委員会	横浜市が行う救急業務に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20 人以内

省エネ住宅・耐震住宅に係る都市計画税の減額措置の創設（新築住宅に係る画一的な都市計画税の減額措置の廃止）について

税目・改正項目		改正案の内容																																																																						
都市計画税	省エネ住宅・耐震住宅に係る都市計画税の減額措置の創設（新築住宅に係る画一的な都市計画税の減額措置の廃止）	<p>地球温暖化対策や震災対策にさらに実効性を持たせるために税制度を活用する観点から、省エネルギー対策住宅、熱損失防止改修住宅及び耐震基準適合住宅に係る都市計画税の減額措置を創設する。</p> <p>併せて、住宅供給促進のために導入されていた新築住宅に画一的に適用している減額措置については、新たな減額措置のインセンティブ効果をより高めるとともに、住宅政策が「量」から「質」へと転換されていることを踏まえ、廃止する。</p>																																																																						
	市税条例 附則第6条 附則第13条の3の4 附則第13条の7 附則第13条の8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">現行</th> <th>改正案</th> <th>温暖化</th> <th>耐震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新築住宅</td> <td>一般の新築住宅</td> <td>1/2減額</td> <td>戸建住宅等3年間 マンション等5年間</td> <td>省エネルギー対策住宅 1/2減額 戸建住宅等3年間 マンション等5年間</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="3">減額なし</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長期優良住宅</td> <td>1/2減額</td> <td>戸建住宅等5年間 マンション等7年間</td> <td>長期優良住宅 1/2減額 戸建住宅等5年間 マンション等7年間</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存住宅</td> <td colspan="3">—</td> <td>熱損失防止改修住宅 1/3減額(※) 改修工事が行われた翌年度</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>耐震基準適合住宅 1/2減額(※) 改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	種類	現行			改正案	温暖化	耐震	新築住宅	一般の新築住宅	1/2減額	戸建住宅等3年間 マンション等5年間	省エネルギー対策住宅 1/2減額 戸建住宅等3年間 マンション等5年間	○	—	上記以外	減額なし			—	—		長期優良住宅	1/2減額	戸建住宅等5年間 マンション等7年間	長期優良住宅 1/2減額 戸建住宅等5年間 マンション等7年間	○	○	既存住宅	—			熱損失防止改修住宅 1/3減額(※) 改修工事が行われた翌年度	○	—	—			耐震基準適合住宅 1/2減額(※) 改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)	—	○																														
種類	現行			改正案	温暖化	耐震																																																																		
新築住宅	一般の新築住宅	1/2減額	戸建住宅等3年間 マンション等5年間	省エネルギー対策住宅 1/2減額 戸建住宅等3年間 マンション等5年間	○	—																																																																		
	上記以外	減額なし			—	—																																																																		
	長期優良住宅	1/2減額	戸建住宅等5年間 マンション等7年間	長期優良住宅 1/2減額 戸建住宅等5年間 マンション等7年間	○	○																																																																		
既存住宅	—			熱損失防止改修住宅 1/3減額(※) 改修工事が行われた翌年度	○	—																																																																		
	—			耐震基準適合住宅 1/2減額(※) 改修工事が行われた翌年度 (24年末までの改修工事は2年間)	—	○																																																																		
		(※) 減額割合は固定資産税の例によって設定したものである。																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">見直しに伴う税收影響額（初年度ベースで試算）</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新築住宅</td> <td>一般の新築住宅</td> <td>16,000戸</td> <td>1.7億円</td> <td>省エネルギー対策住宅</td> <td>6,000戸</td> <td>0.8億円</td> </tr> <tr> <td>長期優良住宅</td> <td>2,000戸</td> <td>0.3億円</td> <td>上記以外</td> <td>9,000戸</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18,000戸</td> <td>2.0億円</td> <td>長期優良住宅</td> <td>3,000戸</td> <td>0.4億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既存住宅</td> <td colspan="3">—</td> <td>計</td> <td>18,000戸</td> <td>1.2億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>熱損失防止改修住宅</td> <td>1,500戸</td> <td>0.1億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">—</td> <td>耐震基準適合住宅</td> <td>500戸</td> <td>0.1億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">2.0億円</td> <td>計</td> <td>2,000戸</td> <td>0.2億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>合計</td> <td colspan="2">1.4億円</td> </tr> </tbody> </table>					見直しに伴う税收影響額（初年度ベースで試算）							種類	現行			改正案			新築住宅	一般の新築住宅	16,000戸	1.7億円	省エネルギー対策住宅	6,000戸	0.8億円	長期優良住宅	2,000戸	0.3億円	上記以外	9,000戸	0	計	18,000戸	2.0億円	長期優良住宅	3,000戸	0.4億円	既存住宅	—			計	18,000戸	1.2億円	—			熱損失防止改修住宅	1,500戸	0.1億円	—			耐震基準適合住宅	500戸	0.1億円	合計		2.0億円		計	2,000戸	0.2億円					合計	1.4億円	
見直しに伴う税收影響額（初年度ベースで試算）																																																																								
種類	現行			改正案																																																																				
新築住宅	一般の新築住宅	16,000戸	1.7億円	省エネルギー対策住宅	6,000戸	0.8億円																																																																		
	長期優良住宅	2,000戸	0.3億円	上記以外	9,000戸	0																																																																		
	計	18,000戸	2.0億円	長期優良住宅	3,000戸	0.4億円																																																																		
既存住宅	—			計	18,000戸	1.2億円																																																																		
	—			熱損失防止改修住宅	1,500戸	0.1億円																																																																		
	—			耐震基準適合住宅	500戸	0.1億円																																																																		
合計		2.0億円		計	2,000戸	0.2億円																																																																		
				合計	1.4億円																																																																			
		【適用】平成25年度から平成28年度まで																																																																						

## **1 省エネルギー対策住宅とは…**

住宅の断熱性能や気密性能の目安について国土交通大臣及び経済産業大臣が定めた「次世代省エネ基準」（＝省エネルギー対策等級4）又は「住宅事業建築主の判断の基準」を満たす住宅。住宅性能評価書やフラット35S適合証明書等により基準を満たすことが確認できる住宅（登録住宅性能評価機関等が証明したもの）。

## **2 長期優良住宅とは…**

長期にわたって使用することにより、建替えに伴う環境への負荷を減らす等のメリットがある住宅であり、耐震性、耐久性能（劣化対策）、維持管理・更新の容易性、住戸面積、省エネルギー性等について国土交通大臣が定めた基準を満たした住宅（横浜市建築局が認定したもの）

## **3 熱損失防止改修住宅とは…**

窓と床・天井・壁の断熱改修工事を行い、その部位が次世代省エネ基準を満たすこととなった住宅（工事費30万円以上で建築士等が証明したもの）

## **4 耐震基準適合住宅とは…**

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事（壁の補強（筋交いの設置、金物補強）、基礎の補強、屋根の軽量化など。工事費30万円以上）を行った住宅（横浜市建築局や建築士等が証明したもの）

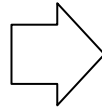
## 横浜みどり税条例の一部改正について

## 1 改正理由

景気が依然として厳しい状況にあることを考慮し、法人税割が課されない法人（いわゆる欠損法人）に対して、横浜みどり税を課税免除する特例措置を1年間延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。

## 2 改正内容

現 行
平成24年3月31日まで に開始する事業年度に特例措置を適用



改 正 案
平成25年3月31日まで に開始する事業年度に特例措置を適用

## 【参考1】現行制度（法人に対する横浜みどり税）の概要

## 1 原則（横浜みどり税条例第3条第1項）

法人に対する均等割の税率は、市税条例で定める額に100分の9を上乗せした額とする。

## 2 欠損法人に対する特例措置（横浜みどり税条例第3条第2項）

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、欠損法人に対する均等割の税率は、市税条例で定める額とする。

法人の区分		均等割税率		対象法人			
資本金等の額	従業者数	原則	欠損法人に対する特例措置	課税対象となる法人①	うち、欠損法人数②	欠損法人の割合②÷①	欠損法人の構成比②÷③
1千万円以下	50人以下	54,500円	50,000円	77,733件	54,388件	70.0%	85.7%
	50人超	130,800円	120,000円				
1千万円超1億円以下	50人以下	141,700円	130,000円	13,314件	6,742件	50.6%	10.6%
	50人超	163,500円	150,000円				
1億円超10億円以下	50人以下	174,400円	160,000円	3,111件	1,312件	42.2%	2.1%
	50人超	436,000円	400,000円				
10億円超	50人以下	446,900円	410,000円	1,101件	453件	41.1%	0.7%
10億円超50億円以下	50人超	1,907,500円	1,750,000円	1,320件	580件	43.9%	0.9%
50億円超		3,270,000円	3,000,000円				
合 計				96,579件	63,475件 <sup>③</sup>	65.7%	100%

※ 対象法人数は平成22年度決算の件数

## 【参考2】欠損法人に対する特例措置延長による収税への影響

特例措置を1年間延長した場合、申告納付の時期により3年度間に渡って影響が生じ、総額で約5.4億円の減収が見込まれます。なお、収税は、横浜市みどり基金に積み立てられ、みどりアップ計画の充当事業（みどり保全創造事業費会計）に充てられています。

(百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度 すれ	総額
個人市民税	1,416	1,610	1,610	1,597	1,611	159	8,003
法人市民税	117	447	478	494	972	973	3,481
合 計	1,533	2,057	2,088	2,091	2,583	1,132	11,484
特例措置延長（1年間） による減収見込額				▲20	▲464	▲55	▲539

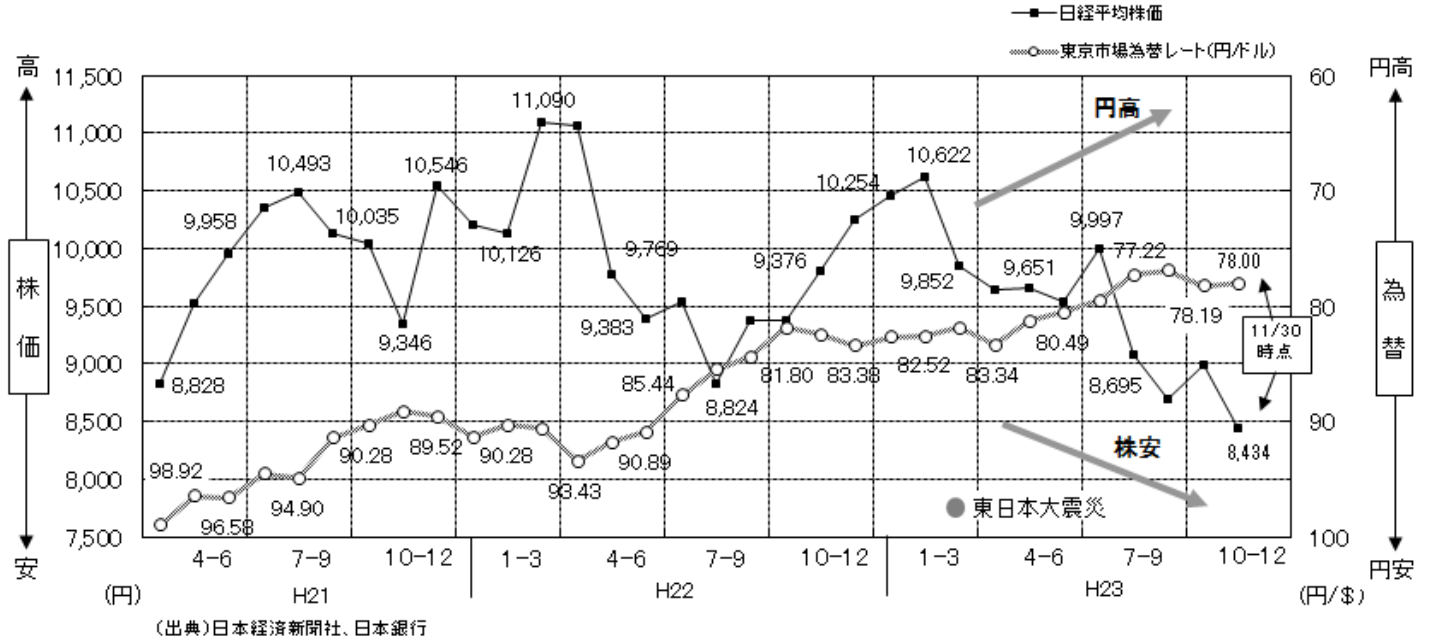


経済状況の変化（昨年の条例改正以降）

1 現在の経済状況

(1) 株価及び為替レート（ドル/円）の推移

→ いずれも不安定な状況であり、昨年同時期と比べ、いっそう円高・株安の傾向が強まっている。



(2) 国内総生産（GDP）の推移

→ 昨年同時期から、3期連続のマイナスとなっていた経済成長率だが、7～9月期の日本経済は東日本大震災後の落ち込みから回復し、実質GDPの成長率は、対前期比で1.5%となった。しかしながら、円高、ユーロ圏などの海外経済の減速、タイ洪水が3つの悪材料となっており先行きは不透明である。

	H21			H22			H23			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
経済成長率 (実質%)	2.0	▲0.6	1.6	2.5	0.0	0.7	* ▲0.7	* ▲0.7	* ▲0.3	* 1.5
国内総生産額 (実質 兆円)	521.6	518.6	526.7	539.7	539.9	543.8	540.1	536.5	534.7	542.5

(出典)国民経済計算(内閣府 平成23年11月14日公表) (注)いずれも季節調整済の数値  
※ 表中の\*は速報値。▲はマイナスを表す。

(3) 市内の経済状況

東日本大震災に伴う業況悪化は回復しつつあるが、予断を許さない状況

横浜市内企業の自社業況 (BSI 値) の推移 第78回横浜市景況・経営動向調査報告 (横浜市経済局 平成23年9月公表)

H21			H22			H23			
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
▲69.2	▲61.7	▲57.4	▲38.9	▲27.8	▲32.5	▲24.5	▲39.7	▲27.2	▲21.7

※ BSI 値: 企業が感じる景気の強弱感を算式により求めた値。自社業況BSI 値は、自社業況が「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を減じた値。

## 2 今後の経済見通し

### (1) 月例経済報告（内閣府 11 月 24 日発表）抜粋

景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。先行きについてはサプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、**電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響等によっては、景気が下振れるリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。**

### (2) 主なシンクタンク発表の景気見通し

シンクタンク名 (発表日)	景況感 (抜粋)
浜銀総研 (9月16日)	最近の県内景気は、輸出や生産が弱含むとともに、 <b>先行きの不透明感が広がっている</b> 。これまでの景況感持ち直しの動きが足下までは続いていることが確認されたものの、 <b>年末に向けては悪化が見込まれている</b> 。
日本総合研究所 (11月)	・2011年度下期には、①工場の操業再開による供給制約の解消に伴い、鉱工業生産と輸出が拡大、②雇用、所得環境の回復が見込まれるなか、消費マインドの改善を受けて個人消費が持ち直し、③復興需要により公共投資と政府消費が増加。在宅投資も徐々に持ち直し。 ・ <b>もっとも、海外での製商品需給判断D Iが足許で悪化に転じるなか、鉱工業生産は海外経済の減速や円高などを背景に、回復ペースが想定よりもやや下振れ気味。加えて、消費マインドにも弱さが残っているため、経済活動水準は依然震災前を下回っている状況。</b>
ニッセイ 基礎研究所 (11月15日)	2011年7-9月期の実質GDPは、東日本大震災後の供給制約の緩和を主要因として前期比1.5%（年率6.0%）の高成長となった。しかし、 <b>震災による落ち込みからの急回復局面は既に終了しており、足元の景気は大きく減速している</b> 。10-12月期は、円高、海外経済の減速により輸出の伸びが大きく低下し、民間消費も減少に転じることから、 <b>ほぼゼロ成長にとどまる可能性が高い</b> 。
大和総研 (11月17日)	今後の日本経済は、メインシナリオとして、東日本大震災発生に伴う「復興需要」に支えられて緩やかな景気拡大が続く見通しである。 <b>日本経済の3つのリスク要因としては、(1)原発停止に伴う生産の低迷、(2)世界的な金融市場の混乱を受けた海外経済の下振れ、(3)円高の進行、などが挙げられ、仮に、わが国で全ての原発が停止した場合、実質GDPに対しては1%以上の低下圧力がかかる可能性がある</b> 。

課税免除の延長に伴う「横浜みどりアップ計画」の対応

欠損法人課税免除措置に対応する事業見直し

欠損法人課税免除措置が1年延長した場合の約5.4億円の減収に対しては、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」について、根幹となる緑地保全制度による地区指定拡大及び買取りに財源を優先的に確保し、緑地の維持管理を行う「緑地再生等管理事業」など一部事業費の見直しにより対応します。

■ 事業見直しの対応方針

「緑地再生等管理事業」において、樹林地それぞれの特性に応じた保全管理計画の策定を進め、樹林地ごとの実態に応じた剪定や間伐等の維持管理を効率的に行うことなどにより、事業費の節減を図ります。

【参考】

□横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の施策体系

